

# 【フラット35(リフォーム一体型)】手続きのご案内

## 商品の概要について

【フラット35(リフォーム一体型)】とは、中古住宅の取得と併せて実施するリフォーム資金をフラット35の対象とし、融資を中古住宅の購入資金及びリフォーム資金を合わせた額とする制度です。

手続きの流れ	ご注意点
①事前確認(物件売買時)の申請 (JIO適合証明センターへ送付してください。)	※1 送付した「事前確認(物件売買時)に関する通知書・事前確認(物件売買時)概要書[金融機関提出用]」を金融機関にご提出ください。(事前確認(物件売買時)概要書は「不適」があった場合のみ送付します。)
②検査実施後に「事前確認(物件売買時)に関する通知書等(不適合箇所の特定)」をJIO適合証明センターより送付します。※1	★「事前確認(物件売買時)に関する通知書」の「リフォーム工事における増築の有無」欄が「有」若しくは「不明」の場合又は事前確認(物件売買時)において「適合していません。」となる項目が有る場合は、リフォーム工事着工前までに、リフォーム工事計画確認を申請していただく必要があります。 ★物件売買時における事前確認において、【フラット35】(中古住宅)の技術基準に適合しない部分がある場合は、リフォーム工事を行い、当該基準に適合させる必要があります。
③購入物件の代金決済(つなぎ融資実行)※2	★物件売買時における事前確認において、【フラット35】(中古住宅)の技術基準に適合しない部分がある場合は、リフォーム工事着工前における工事計画を確認する必要があります。
④リフォーム工事計画確認の申請 (JIO適合証明センターへ送付してください。) ※3	★物件売買時における事前確認において、【フラット35】(中古住宅)の技術基準の全てに適合する場合であっても、リフォーム工事後に当該基準に適合しない部分がある場合には、適合証明書が発行されないことがあります。
⑤事前書類検査(リフォーム工事計画の確認)の実施後に「リフォーム工事計画確認に関する通知書」をJIO適合証明センターより送付します。	※2 【フラット35(リフォーム一体型)】の資金のお受取はリフォーム工事完了後となります。中古住宅の代金決済の際に「つなぎ融資」が必要な場合は、取扱金融機関にご相談ください(「つなぎ融資」は取扱金融機関等のローンです。) ※3 リフォーム工事計画検査により、リフォーム予定の図面等を確認させていただきます。
⑥リフォーム工事着手	※4 「中古住宅適合証明書」[金融機関提出用]等を金融機関にご提出ください。
⑦リフォーム工事完了	
⑧中古適合証明の申請 適合証明(現地調査)の現場検査をお申込みください。技術基準確認チェックシートを作成してJIO適合証明センターへ送付してください。	
⑨現地調査、現場検査実施後に「中古住宅適合証明書」等をJIO適合証明センターより、送付します。※4	
⑩リフォーム代金決済 ~引渡し・入居 (【フラット35】(中古+リフォーム)融資実行<つなぎ融資の返済>)※	<b>【連絡先・送付先】</b> 株式会社 日本住宅保証検査機構(JIO) 〒136-0071 東京都江東区亀戸2-26-10 立花亀戸ビル 6F 住宅評価部 適合証明センター TEL:03-6861-9213 FAX:03-6861-9238